

くらしの相談

(市外局番表記のないものは0478です)

●相談窓口

◆人権行政合同相談

町民課 町民係(人権)
☎86-6070
総務課 庶務係(行政)
☎86-6082

◆消費生活相談

香取市消費生活センター
☎50-1300

◆若者の就労相談

ちば北総地域若者
サポートステーション
☎0476-24-7880

◆くらし家計相談

香取CCC
☎50-1919

◆障害に関する相談

香取障害者支援センター
☎79-6919
地域生活支援センター
サザンカの里
☎0476-73-4695

◆障害者の就業に関する相談

香取就業センター
☎79-6923

◆定例健康相談

◆マタニティ・子育て
相談室
健康福祉課 保健衛生係
☎79-0911

◆教育相談

教育課 学校教育係
☎86-2311

◆療育に関する相談

コスモスの花
☎70-7373

◆家庭児童相談

香取健康福祉センター
☎52-9161

◆心配ごと相談

◆弁護士相談(予約優先)
◆司法書士相談
(予約優先)
東庄町社会福祉協議会
☎86-4714

◆労働相談

連合千葉
☎0120-154-052

●東庄病院の診療日

整形外科は、完全予約制です。
予約は、平日の14:00～16:00に電話してください。
※内科の予約や変更も上記時間で受付しています

整形外科 (予約制)	毎週火曜日 8:30～11:00	旭中央病院 杉山医師
	第1・3火曜日14:00～16:00 第2木曜日14:00～16:00	成田日赤 鈴木医師
内科	月～金曜日8:30～12:00 第1土曜日8:30～12:00 (受付時間は 午前11時まで)	常勤・ 非常勤医師

※救急患者については、休診日および時間外でも24時間体制で診療しますので、電話連絡のうえ来院してください。

※第3土曜日の診察は令和6年6月から
当面の間休診となります。



▲病院ホームページ

東庄病院 ☎86-1177

●東庄町訪問看護ステーション

看護師がご自宅に訪問し在宅療養をサポートします。かかりつけ医の指示を受け病院と同じような医療処置も行います。



▲訪問看護
ホームページ

東庄町訪問看護ステーション ☎79-0913

●デマンドタクシー 運行中

町内在住であればどなたでも
利用できます。
事前登録が必要です。(15歳
未満の方は登録不要。乗降場
所は町内のみ。)

運 行 日：火・水・金・土曜日
料 金：1回500円(現金)
利用登録：東庄町社会福祉協議会
☎86-2900(専用)
配車予約：(有) 東庄タクシー
☎79-7979(専用)



▲町ホームページ

●求人情報

(ハローワーク佐原管内)

町ホームページに掲載しています。
詳しくは下記へお問い合わせ
ください。

ハローワーク佐原
☎55-1132



どんなときも一番の味方
大好きな家族に
恩返ししたいです



多田 朱里 さん(仲内)

夢 *作業療法士になること
行ってみたい場所 *ハワイ

作業療法士を目指し、専門学科のある県内の大学に通っています。陸上競技での経験がきっかけで、怪我をした人に寄り添える職業に就きたいと考えようになりました。作業療法士は、治療はもちろんのこと、完治後の生活まで寄り添える点に魅力を感じています。1年生のころから実習が多いのですが、3年生になった今は、直接患者さんと関わることができるため、さまざまな気付きやたくさんの学びがあり、とても充実しています。

作業療法士を目指すきっかけとなった陸上競技は、小学校3年生のころに始めました。高校は遠方まで通学し競技に打ち込んでいたのですが、毎日両親が朝早くから夜遅くまで送迎をしてくれたおかげで3年間充実した高校生活を送ることができました。いつもそばで支えてくれて、夢を応援し続けてくれて、本当に感謝しています。来年は実習に加え、国家試験があります。憧れの職に就き、家族に恩返しできるよう、より一層頑張ります。

投句歓迎

公民館ロビー(俳句ポスト)

藤棚や地面までたれ揺れにけり 青柳扶美子
ウクライナ勝った勝ったと四月馬鹿 大柳 賢一
物贈り気のやすらぎめ万愚節 海寶 和子
ラブコール受けて悩むは四月馬鹿 加部 東子
空一面オーロラ仕立て藤の花 越川かた恵
山藤を映す田の水澄み渡り 野口 桂子
相槌を打つ夫がいて山笑ふ 野口 久子
藤の花散歩コースに咲き盛り 原乃 武夫
四月馬鹿何を言っても四月馬鹿 星野 清風
杏の木に巻きつく藤の共に咲き 山口カヨ子



消費生活

消費者生活相談

消費者ホットライン
☎188

香取市
消費生活センター
☎50-1300

家族が困らぬよう・・・始めましょう！デジタル終活

■事例1

亡くなった兄が生前利用していたネット銀行の口座を確認するため、携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロック解除を依頼した。「初期化はできるが、画面ロックの解除はできない」と言われた。これではデジタル遺品の確認ができない。(60代)

■事例2

夫が亡くなり携帯電話を解約した。最近、夫が契約していたスマホのセキュリティのサブスク契約が残っていることが分かり、事業者にお問い合わせると「すぐに解約するにはIDとパスワードが必要だ。それが分からなければすぐには解約できない」と言われた。(80代)

一言アドバイス

- スマホなどのID・パスワードは、第三者に知られないよう管理することが重要である一方で、デジタル遺品を確認する際に、故人のスマホなどのID・パスワードが分からずデータを調べられないという問題が発生しています。そのため、万が一の際に、遺族が故人のスマホなどをロック解除できるようにしておく必要があります。
- インターネット上の契約は、サービス名・ID・パスワードを日頃から整理するほか、エンディングノート の活用も検討しましょう。

旬の風

多忙な時期に満開を迎えた桜。町内全域を撮影したかったのですが、間に合わずに散ってしまいました。これまで無関心だった花や自然に癒されることに、ふと気がつきました。一説によると、年とともに刺激よりも、静かなものを求めるようになるのは、人間の本能なんだそうです。余暇に、テニスパークや買い物よりも、山や海、キャンプなど、自然を求めてしまつものも、大人になった証拠でしょ。うか。花見はまだまだ、花より団子ですが…

(じ)



▲今年も芝桜がきれいでした
(東庄ふれあいセンター横)